

平成26年度国の予算編成等に向けた提案

平成25年11月

広 島 県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

国においては、大胆な金融政策、機動的な財政政策などを推進し、景気回復に向けた明るい兆しが生まれておりますが、平成26年4月に予定されている消費税率引き上げによる景気の下振れリスクを回避し、わが国経済を確実な成長軌道に乗せていくためには、大都市圏のみならず、地域経済全体に波及する新たな経済対策が不可欠であると考えております。

本県を取り巻く社会経済情勢をみますと、昨年来の為替の円安方向への動きは、輸出関連大手企業の収益を押し上げており、県内景気は、全体としては緩やかに回復しつつありますが、業種や企業規模によっては依然としてバラツキがみられます。

今後も持続的な経済成長を実現するためには、大胆な政策減税や中小企業に重点を置いた支援策など産業競争力の維持・強化に加え、農林水産業の再生・強化、経済活動を支えるインフラの整備、さらには少子化対策や女性の社会参画の促進など地域活力の維持・創出を図る施策が必要です。

また、こうした施策を着実に推進するためには、地域の実情に応じ創意工夫が生かされる仕組みや十分な財源を確保することが重要です。

つきましては、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算の編成に向け、国の御支援、御協力が不可欠な事項について提案をいたしますので、予算編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年11月

広島県知事 湯崎英彦
広島県議会議長 林正夫

目 次

〔財務省，経済産業省，国土交通省，農林水産省，厚生労働省，環境省〕	
1 産業競争力の維持・強化対策の充実について	1
〔農林水産省〕	
2 農地中間管理機構について	7
〔内閣官房，内閣府，外務省，財務省，農林水産省，経済産業省〕	
3 TPP協定交渉について	9
〔総務省，財務省，国土交通省〕	
4 本県の経済を支えるインフラの整備等について	11
〔財務省，国土交通省〕	
5 世界に誇るサイクリングロードの創設について	21
〔内閣府，厚生労働省〕	
6 少子化危機突破・女性の活躍促進について	23
〔総務省，財務省〕	
7 地方交付税について	27
〔内閣官房，内閣府，総務省〕	
8 地方分権改革の着実な推進について	31
別紙	33

1 産業競争力の維持・強化対策の充実について

(財務省, 経済産業省, 国土交通省, 農林水産省, 厚生労働省, 環境省)

提案の要旨

消費税の引き上げを乗り越え、デフレからの本格的な脱却と持続的な経済成長を実現するため、産業競争力の維持・強化対策の充実を図る施策を実行すること

- 1 持続的な経済成長の地域経済への波及について
- 2 総合的な新造船政策の推進について
- 3 未就職卒業者に対する就職支援の継続について

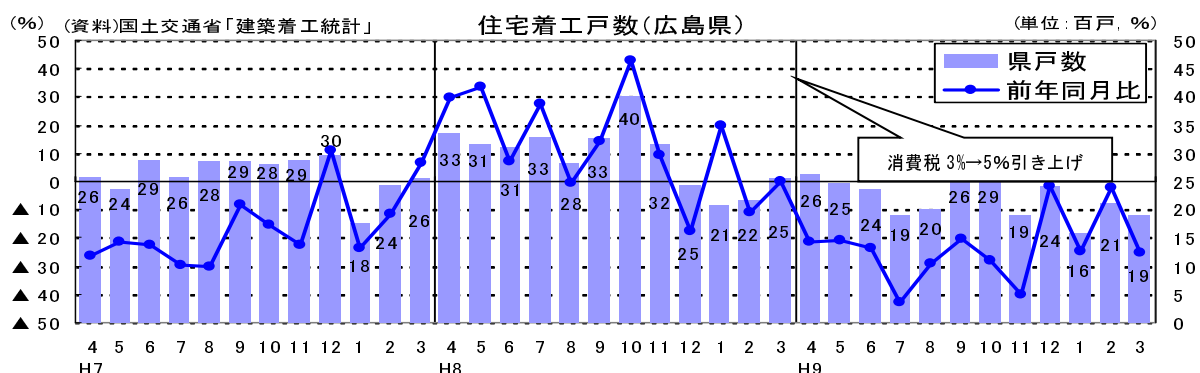
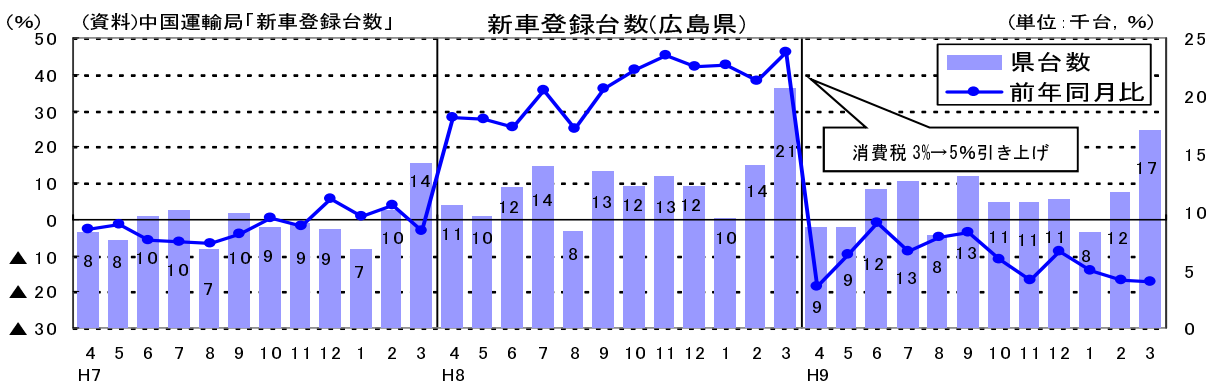
現状及び課題

1 持続的な経済成長の地域経済への波及について

(1) 消費税の引き上げが中小企業等に及ぼす影響への対策

- 国において、平成26年4月から消費税率の5%から8%に引き上げとともに、民間投資を活性化するための税制改正の実施及び5兆円規模の新たな経済対策を12月上旬に策定することが決定された。
- 前回引き上げが行われた平成9年においては、本県の基幹産業である自動車の新車登録台数や裾野の広い住宅関連産業などの駆け込み需要に対する反動減により、消費が冷えこむなど地域産業に影響を及ぼしており、今回も同様の影響が懸念される。

【平成9年の消費税率引き上げ時の状況】



平成 26 年度概算要求等の状況

1 持続的な経済成長の地域経済への波及について

(1) 消費税の引き上げが中小企業等に及ぼす影響への対策

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）」により、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」に基づく政策減税や新たな経済対策の策定などを決定

提 案 の 内 容

1 持続的な経済成長の地域経済への波及について

(1) 消費税の引き上げが中小企業等に及ぼす影響への対策

- 本県の景気は、住宅投資の増加や、自動車を中心に輸出も伸びていることから、全体として、緩やかに回復している状況にある。こうした中、消費税の引き上げによる影響を大幅に緩和し、中小企業等の事業活動に影響を及ぼさないよう、中小企業を支援する投資活性化や賃上げ促進税制の拡充など、地域の実情を踏まえ確実に実行すること。
- また、新たな経済対策については、地域の競争力強化を促進するため、中小企業に重点を置いた投資補助金などの設備投資支援策や中小企業のイノベーションにつながる研究開発支援を確実に講じるなど、成長戦略の効果を、大都市圏のみならず地域へも波及させること。

現状及び課題

(2) 車体課税の抜本的見直し

- 現行の車体課税を見直すことなく、消費税が引き上げられると、国内販売に致命的な打撃をもたらし、国内生産や雇用の維持が一層困難となることが懸念されるため、車体課税の抜本見直しを要請してきた。

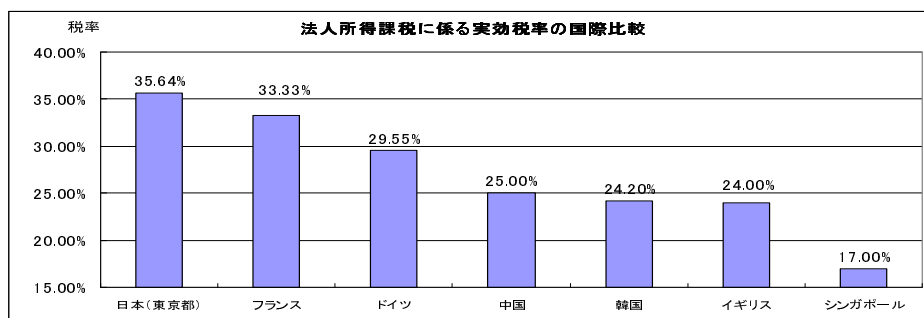
本年1月に決定された与党の税制改正大綱では、消費税率10%時点での自動車取得税の廃止などの抜本的な改革について、平成26年度税制改正で具体的な結論を得ることとされ、地方財政へは影響を及ぼさないとの方向が示されてはいるものの、その具体的な措置は示されていない。

- 次世代自動車等環境対応車の普及促進により、自動車による環境負荷の低減を図るため、自動車税のグリーン化特例により、環境対応車に係る軽減措置が講じられているが、その適用期限は、平成25年度末までとなっている。

また、次世代自動車である「クリーンディーゼル乗用車」が、現行の自動車税のグリーン化特例の対象となっていない。

(3) 法人実効税率の引き下げ

政府においては、復興特別法人税を1年間前倒しでの廃止を検討する方針であるが、廃止後の法人実効税率は、35.64%と依然として、競争相手である中国や韓国等に比べると著しく高い。



(注) 出典：財務省ホームページ (2013年1月現在)

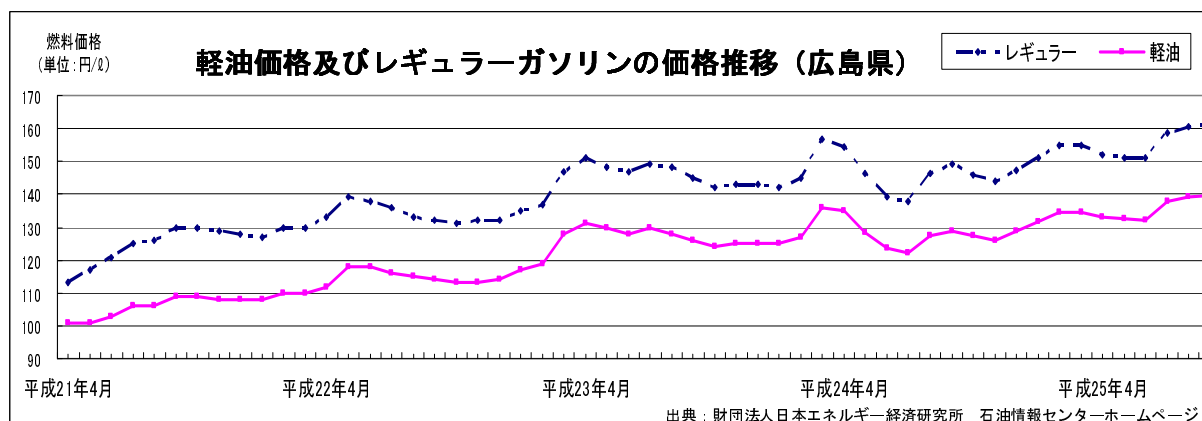
日本：2012年度から3年間は、法人税額の10%の復興特別法人税が課せられる。

イギリス：2013年4月より23%、2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げられることが検討されている。

(4) 原油価格高騰への対策

国際情勢などの影響で原油価格が高騰しており、今後も企業の事業活動に対する影響が懸念される。

特に、燃料として使用するウエイトが高い運輸業者は、厳しい状況に置かれている。



出典：財団法人日本エネルギー経済研究所 石油情報センターホームページ

平成 26 年度概算要求等の状況

(2) 車体課税の抜本的見直し

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）」により、車体課税の見直しを閣議決定。

(3) 法人実効税率の引き下げ

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）」により、復興特別法人税の 1 年間前倒しでの廃止検討を決定

(4) 原油価格高騰への対策

農林水産省

- 燃油価格高騰緊急対策（全国枠国費）42,530 百万円（H24 継続）
- 漁業経営セーフティネット構築事業（全国枠国費）
8,500 百万円（対前年比 242.9%）

提 案 の 内 容

(2) 車体課税の抜本的見直し

ア 自動車取得税・自動車重量税の抜本的見直し

自動車取得税の税率については、市町をはじめとする地方に減収が生じることのないよう、安定的な税源を制度的に確保することを前提とした上で、消費税率が 8%となる平成 26 年 4 月から 3%引き下げ、消費税率 10%時点で廃止すること。

また、消費税率引き上げの影響緩和と、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るため、自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税を拡充すること。

イ 自動車税のグリーン化特例の延長・拡充

消費税率引き上げの影響緩和と、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るため、自動車税のグリーン化特例を延長・拡充するとともに、次世代自動車として普及を促進している「クリーンディーゼル乗用車」を対象とすること。

(3) 法人実効税率の引き下げ

復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止について検討する方針が出されたところであるが、廃止後も法人実効税率が、依然として高いことから、国内企業の国際競争力強化のため、将来的には、主要国並みに引き下げること。

その際には、地方の歳入に影響を与えないよう代替措置を講じること。

(4) 原油価格高騰への対策

原油価格高騰が、中小企業や農水産業者等の事業活動に影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じること。

現状及び課題

2 総合的な新造船政策の推進について

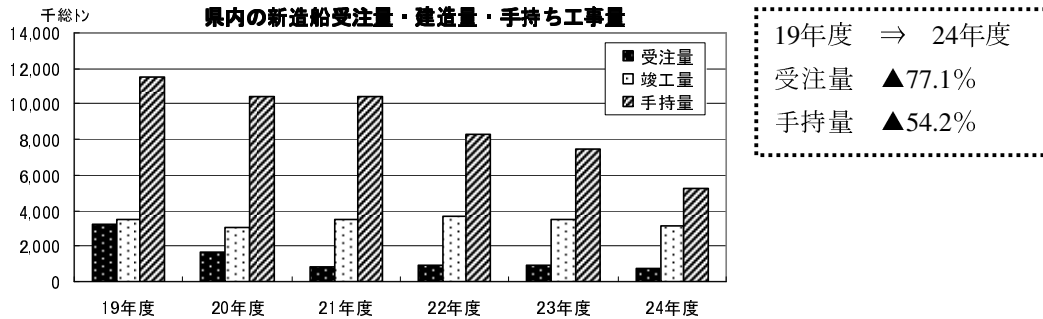
- 全国第1位の集積を誇る本県の造船業及びその関連産業は、多くの雇用を創出し、本県経済を支える基幹産業の一つであり、各社とも、グローバル市場の中で厳しい競争を行っている。

主要な造船地域(製造品出荷額等上位5県, 平成23年度)

順位	都道府県	製造品出荷額(億円)	シェア	事業所数	シェア	従業者数(人)	シェア
1	広島	6,339	17.6%	390	19.1%	13,854	17.9%
2	愛媛	5,965	16.6%	167	8.2%	5,571	7.2%
3	長崎	4,704	13.1%	168	8.2%	8,903	11.5%
4	兵庫	3,015	8.4%	161	7.9%	7,691	9.9%
5	香川	2,636	7.3%	93	4.6%	4,527	5.8%
全国計		35,963	100.0%	2,039	100.0%	77,504	100.0%

【資料】経済産業省「工業統計調査」(船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

- 受注量が継続的に減少していく上、中国・韓国との競争の激化による船価の下落などの要因も加わり、県内造船所は収益確保が困難な状況にあり、経営安定に苦慮している。



- 国土交通省においては、平成23年7月に、関係業界や有識者で構成する「新造船政策検討会」の報告として、「総合的な新造船政策～一流の造船国であり続けるために～」を取りまとめており、造船業の国際競争力の確保などに向けた積極的な政策の展開を、引き続き求める必要がある。

3 未就職卒業者に対する就職支援の継続について

平成25年3月における大学等新規卒業者の未就職者数は、全国では約39,000人、県内では1,104人となっている。

こうした中、本県において、緊急雇用基金創出事業として全国に先駆けて実施した未就職卒業者への就職支援事業は、平成24年度実績で8割以上の就職率、6割以上の正規雇用率を達成しており、安定的な雇用の創出に成果を挙げているところである。

広島県における就職内定状況の推移

(単位：人，%)

区分	H19.3卒	H20.3卒	H21.3卒	H22.3卒	H23.3卒	H24.3卒	H25.3卒
求職者数	15,433	14,647	14,072	12,836	12,728	13,260	13,235
就職内定者数	13,982	13,518	12,722	11,348	11,302	11,921	12,131
就職内定率	90.6	92.3	90.4	88.4	88.8	89.9	91.7
未就職者数	1,451	1,129	1,350	1,488	1,426	1,339	1,104
未就職者数(全国)	33,000	31,000	37,000	66,000	67,000	43,000	39,000

注意：全国の未就職者数は、厚生労働省HP「大学卒業者の就職状況調査」から算出しており、概数値である。

平成 24 年度未就職卒業者等就業体験事業実施状況

(単位：人，%)

	参加者	就職決定	就職先		就職率	正規雇用率
			正規	非正規		
大学・大学院	418	361	289	72	86.4	69.1
短大・高専	45	40	25	15	88.9	55.6
専修等	60	49	30	19	81.7	50.0
高校	85	61	38	23	71.8	44.7
計	608	511	382	129	84.0	62.8

注) 就職先はOJT先のほか、自己応募も含む。

平成 26 年度概算要求等の状況

2 総合的な新造船政策の推進について

- 世界最先端の海洋環境技術開発支援事業(全国枠国費) 600百万円(対前年比153.8%)
- 省エネ型ロジスティックス等推進事業費補助金の拡充 5,510百万円(対前年比220.4%)

3 未就職卒業者に対する就職支援の継続について

- 若者等の学び直しの支援【新規】(全国枠国費) 1,000百万円(皆増)
- ハローワークの求人情報の開放【新規】(全国枠国費) 1,300百万円(皆増)
- トライアル雇用奨励金などの改革・拡充(全国枠国費) 12,100百万円(対前年比170.4%)
- 民間人材ビジネスの更なる活用【新規】(全国枠国費) 3,600百万円(皆増)
- 就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート
(全国枠国費) 21,500百万円(対前年比136.1%)
- フリーターなどの正規雇用化の促進(全国枠国費) 8,900百万円(対前年比445.0%)

提 案 の 内 容

2 総合的な新造船政策の推進について

「総合的な新造船政策～一流の造船国であり続けるために～」にある，造船業の国際競争力の確保などに向けた以下の施策を加速化すること。

- 我が国造船産業が，省エネ技術分野での技術優位を保ち続け，国際競争における差別化要素として維持していくため，「革新的な省エネ船舶」の普及拡大に向けた，世界最先端の海洋環境技術開発支援など，総合的な支援策を継続実施すること。
- 新興国市場の大型案件を取り込むため，官民挙げて，密度の濃い持続的な接触を行うなど，積極的な海外販路開拓を実施すること。
- 海外向け船舶の受注拡大のための投資促進スキームについては整備されているが，海事クラスターの維持・強化の視点から，国内とりわけ中小の船主や造船所を支援するための新造船発注等を促すファイナンススキーム(エクイティ出資，低利融資，利子補給等)については，まだ実現されていないため，早急にその全体像を明らかにすること。

3 未就職卒業者に対する就職支援の継続について

本県が実施してきた未就職卒業者の就業体験については，これまで参加者の就職決定に成果を挙げているところであり，特にトライアル雇用奨励金や民間人材ビジネスの活用については，地域の実情を踏まえ，十分な対象者数及び実施箇所数を確保すること。

2 農地中間管理機構について

(農林水産省)

提案の要旨

農地中間管理機構について、中山間地域を多く抱える本県においても、十分に効果が発揮できるように地方の裁量に委ねた弾力的な制度とすること

現状及び課題

- 本県の農業は、生産基盤の大半が中山間地域に位置していることから、大規模な農地集積が難しく、また、ほ場整備されていても大区画に整備されたほ場の割合は低いことから、土地生産性の向上には限界がある。
- 基幹的農業従事者（販売農家）の65歳以上比率は76%（2010農業センサス）に達しており、今後、農業従事者の大量リタイヤにより中山間地域の農地の更なる荒廃の進行が懸念され、農業従事者の早急な確保が必要不可欠となっている。
- このため、認定農業者の育成や集落法人の設立、企業の農業参入を支援し、こうした担い手が主体となって、収益性の高い園芸品目の導入が促進されるよう取組を進めているところである。
- また、島嶼部のかんきつ産地においては、園地整備が進んでいない上、担い手不足が深刻であることから、担い手育成と担い手の規模拡大を図るための優良園地の集積を同時に進める必要があるが、現行の農地集積協力金については、抛出するすべての農地を担い手が引き受ける必要があり、優良園地の集積を加速的に進めるものとなっていない。
- ついては、現在、国では新たな制度として、担い手への農地集積と集約化のための農地中間管理機構の整備と活用の検討が進められているが、本県のような中山間地域においてもその制度の十分な効果が発揮できるような制度設計が必要である。

※ 本県では、担い手を、集落法人、農業参入企業、認定農業者と位置付けている。

平成 26 年度概算要求等の状況

農地中間管理機構による集積・集約化活動 [新規] (全国枠国費) 103, 892 百万円

提 案 の 内 容

農地中間管理機構の設置に当たっては、実効性及び持続性が確保されるよう十分な予算措置を講じた上で、中山間地域を多く抱える本県において、集積した農地を高度に活用し、受け手となる担い手の所得向上を図り、産業として自立できる農業の確立に向け、十分に効果が発揮できるよう地方の裁量に委ねた弾力的な制度となるよう次の内容を反映すること。

1 本制度の財政措置について

本制度の推進に伴う都道府県の事務の増加や機構における事業推進等に係る運営経費について、都道府県の負担を最小限にすること。

2 本制度の運用について

本制度の具体的な運用に向け、政省令や施行通知などで詳細を定める際には、都道府県等の関係機関と協議を行い、意見を反映すること。また、市町についてはその役割が非常に大きいことから、責任と関与を明確にすること。

(1) 受け手の選定について

農地の高度利用を図るためには、収益性の高い園芸品目等に取り組む担い手へ農地集積を図る必要があることから、農地中間管理機構に対して、受け手の選定に関する裁量を持たせること。

(2) 長期の利用権設定期間の保証について

担い手が集積農地で安定的に経営展開するためには、長期の利用権設定が不可欠であることから、担い手に対して一定期間（最低10年以上）の利用権設定を保証する制度とすること。

(3) 条件整備対象用地の拡充について

農地に限られる中山間地域で生産条件を改善するには、農地に隣接する非農地も含めた条件整備が必要となることから、農地に隣接する山林など非農地を含めて条件整備（農地開発含む）を行う場合は、当該非農地についても事業の対象とすること。

(4) 農地集積協力金の要件緩和について

かんきつ産地においては、優良農地を担い手に集積することが急務であり、離農に伴い機構から集積協力金を受ける者については、全ての園地を貸し付ける者だけでなく、優良園地のみを貸し付ける者も交付の対象とするよう要件緩和を行うこと。

また、永年性作物が植栽されている園地貸付の場合については、利用権設定時点で収益を得る状況にあることから、樹体の資産評価額を交付単価に反映させること。

(5) 既に集積された農地の利用権の再設定について

農地の利用権が複数の担い手への集積によりモザイク状となっている場合、こうした農地の利用権を再設定し、大区画化する必要がある。この場合には、担い手間での利用権の再設定を簡便な方法でできるようにすること。

3 本制度における国の関与について

本制度における国の責任（国費による財源措置を含む）を明確にすること。また、制度を運用するに当たり、地方の自主性、自律性の拡大を図る地方分権の観点から、国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

3 TPP協定交渉について

(内閣官房, 内閣府, 外務省, 財務省, 農林水産省, 経済産業省)

提案の要旨

- 1 地域経済の活性化につながる経済連携に向けた交渉について
- 2 国民に対する十分な情報提供と明確な説明について
- 3 国民合意を得た参加の判断について
- 4 地域の実情に応じた具体的かつ体系的な農林水産業の対策について

現状及び課題

- 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定への参加は, アジア太平洋地域の成長を我が国に取り込んで, 日本経済を活性化するための原動力になると期待されているところであり, 自動車産業などグローバル経済に強く連鎖した輸出型産業のウエイトが高い, 日本の縮図のような産業構造を有する本県においても, 関税が原則として撤廃されることにより, 輸出が拡大する等, 国際競争力の強化や県内産業の維持に寄与するものと考えている。
- 一方で, TPPは農業や医療, 公共事業など, 様々な分野での影響が考えられ, とりわけ農業においては, 安価な輸入農作物の増加が予想されることなどから, 少なからず影響が懸念されている。
- 本県では, これまでも, 国の動向等を捉えて, 全国知事会や中国地方知事会とも連携し, 要請活動を行ってきたところであるが, 次のような課題がある。
 - ① 平成 25 年 7 月 23 日に TPP 交渉会合へ正式に参加して以降, 都道府県や業界団体等を対象として, 交渉の進展状況等についての説明会が開催されているところであるが, 地域経済や日常生活などに具体的にどのような影響が見込まれるのか, また, その影響に対して, どのような対策が講じられるかについては明らかにはされておらず, 国民的議論が深まっていない。
 - ② 平成 25 年 4 月 12 日の TPP 交渉参加に関する米国との事前協議の結果, 米国における自動車の関税撤廃について, その時期を猶予することとなったが, このまま改善が図られなければ, 主要な輸出品目が自動車である本県にとっては, TPP 協定参加により期待されるプラスの効果が大きく減じられることになる。
 - ③ 一方で, TPP 協定への参加により, 関税が撤廃されると, 米を始めとする安価な輸入農産物の増加が予想され, 稲作を中心とする零細な個別経営が大半を占める本県農業への影響があることを懸念している。特に農林水産業の担うべき役割の大きい中山間地域は, とりわけ深刻な影響を受けることが予想されることから, 農林水産業の持続的発展が可能となるよう, その再生・強化が喫緊の課題となっている。

平成 26 年度概算要求等の状況

- ③ 農林水産関係予算
 - ・担い手への農地集積・集約化, 担い手の育成等による構造改革の推進
412,063 百万円 (対前年度比 165.1%)
 - ・強い農林水産業のための基盤づくり
812,227 百万円 (対前年度比 120.6%)
 - ・農林水産物・食品の高付加価値等の推進
30,415 百万円 (対前年度比 153.1%)
 - ・グローバルな「食市場」の獲得
37,196 百万円 (対前年度比 156.9%)
 - ・経営所得安定対策・日本型直接支払
平成 26 年度予算編成過程において検討

提 案 の 内 容

TPP協定の交渉にあたっては、自動車に係る関税の早期撤廃など、地域経済の活性化につながる経済連携となるよう交渉を行うとともに、参加国との交渉状況を踏まえ、国民的議論に基づく合意形成に向け、必要な措置を講じること。とりわけ、協定参加に伴って深刻な影響を受けることが予想される農林水産業者等に対しては説明の場を設けるとともに、農林水産業の競争力強化に向けて、地域の実情に応じた具体的かつ体系的な対策を講じること。

1 地域経済の活性化につながる経済連携に向けた交渉について

- 自動車に係る関税の早期撤廃など、高い水準の経済連携により自由貿易が進展し、地域経済の活性化につながるよう交渉を行うこと。
〔 ・ 鉱工業分野における早期の貿易障壁の最小化
・ サービス、投資分野の市場アクセスに適用される非適合措置の透明性の確保 〕

2 国民に対する十分な情報提供と明確な説明について

- TPP協定参加の是非について、国を挙げて議論し、国益の向上の観点から参加を総合的に判断するには、情報の開示が重要であり、関税撤廃の効果のみならず、非関税措置の削減や、サービス・投資の自由化なども考慮した全体の影響を、分野別、産業別に明らかにすること。
- TPP協定参加の影響について、農林水産業者、商工業者、医療関係者、消費者などに対して説明の場を設けるなど、国民各層での議論が深まるよう、環境整備を行うこと。
- とりわけ、TPP協定参加によりマイナスの影響を受ける分野や産業については、今後の交渉の進展に応じて、地域の事情等を踏まえて、効果的な対策を検討し、構築できるよう、国と地方の役割分担も視野に入れたうえで、必要な措置を講じること。

3 国民合意を得た参加の判断について

- TPP協定への参加については、交渉妥結後に国内手続きを踏まえることが想定されるが、この手続きを行うに際しては、妥結内容に基づく全体の影響とその対策について十分な情報提供と明確な説明を行うとともに、国益の向上、地域経済の活性化という視点から総合的な検討を行い、国民合意を得た上で判断すること。TPP協定参加に伴う個別のメリット、デメリットを含め具体的な将来像を示すことなく、国民的議論に基づく合意形成が図られていない現状のまま、拙速に参加の判断を行わないこと。

4 地域の実情に応じた具体的かつ体系的な農林水産業の対策について

- 生産条件の不利な中山間地域を多く抱える本県においては、担い手の減少・高齢化により厳しい状況に直面しており、農林水産業の再生・強化が喫緊の課題となっている。
- こうした地域の実情を踏まえ、農林水産業の競争力強化に向けて、現在「日本経済再生本部」などで議論されている「攻めの農林水産業」について、十分な検討を行い、農林水産業が将来に渡って持続的に発展していけるよう、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を講じること。
- 併せて、各地域がそれぞれの実情に応じて、担い手育成や産地形成などの総合的な施策展開が可能となるような対策を講じること。

【本県の単独予算による取組】

- ・ 経営力の高い担い手の経営発展に向けた支援
- ・ 園芸産地の形成に関する生産・供給体制の構築に向けた支援
- ・ 農業ビジネススクールの開催を通じた人材育成

4 本県の経済を支えるインフラの整備等について

(1) 道路ネットワークの整備促進等について

(総務省，財務省，国土交通省)

提案の要旨

- 1 高速道路の料金制度の改善
- 2 高速道路ネットワークの整備促進
- 3 高速道路ネットワークを補完する直轄国道バイパス等の整備促進
- 4 道路整備等の財源確保について

現状及び課題

1 高速道路の料金制度の改善

- 平成 25 年 6 月 25 日に国土幹線道路部会から国土交通大臣へ中間答申が提出され、対距離制を基本とし、新しい 3 つの料金水準に再編するなどの方向性が提示された。引き続き高速道路本来の機能が発揮できるよう、地方の意見を踏まえながら料金制度の改善を図っていく必要がある。
- 特に、本州四国連絡高速道路の料金については、平成 26 年度から全国共通料金を導入することを目指し、その具体的な実施方針を取りまとめること、また、全国プール制への組み入れに対する協力として、平成 24 年度、25 年度の 2 年間に限り新たな出資を行うことで国と合意したところである。

全国共通料金の導入は、地域の産業の発展、観光・交流の活発化等にとって極めて重要であり、国においては、平成 26 年度から確実に全国共通料金を導入するため、必要な準備を着実に進める必要がある。
- また、広島岩国道路は国道 2 号バイパスとして整備され、料金徴収期間（平成 31 年）が満了すれば無料開放となる予定であったが、日本道路公団の民営化の際、「一般有料道路である広島岩国道路は高速自動車国道と一体となってネットワークを構築する路線」と位置付けられ、高速自動車国道より割高な料金のまま、料金徴収期間が 31 年間延長されることとなった。

平成 23 年 8 月から特別区間割引が導入されたものの、平成 25 年度までの措置とされているため、恒久的制度でない。

国土幹線道路部会の中間答申において、広島岩国道路の料金を高速自動車国道と同水準の料金まで引き下げる方向性が提示されており、国においては、平成 26 年度からの実施に向け、必要な準備を着実に進める必要がある。
- 一方で、これまでの料金割引制度は、生活航路をはじめとした他の地域交通体系に様々な影響を与えている。とりわけ、生活航路については、深刻な状況にあり、一旦廃止されれば、その再建は極めて困難であることから、迅速かつ的確な対応が必要である。

2 高速道路ネットワークの整備促進

- 中国地方の一体的発展や大規模災害時における迅速で的確な対応を図るためには、現在計画されている高速道路ネットワークを早期に完成させる必要がある。
- そのような中、中国地方の高速道路ネットワークは、依然として多くのミッシングリンクが存在しており、災害時の緊急輸送道路や迂回路としての役割を果たすことができず、今後、発生が予想される大地震などの大規模災害に対して脆弱である。
- 広島県内の井桁状高速道路ネットワークの整備については、平成 22 年度にその供用時期が公表されたところであるが、危機管理の観点から早期の供用開始が望まれる。

平成 26 年度概算要求等の状況

○平成 26 年度概算要求状況

公共事業関係費 (全国枠国費) 5,198,578 百万円 (対前年度比 117%)
(全国防災関係費を含まない)

道路整備費計 (全国枠国費) 1,537,146 百万円 (対前年度比 115%)

うち直轄事業 (全国枠国費) 1,443,348 百万円 (対前年度比 120%)

補助事業 (全国枠国費) 72,892 百万円 (対前年度比 119%)

有料道路事業等 (全国枠国費) 20,906 百万円 (対前年度比 31%)

○その他

・平成 26 年度供用予定区間

中国横断自動車道 尾道松江線 (世羅 IC～吉舎 IC(仮称) : L=20.4km (全線供用))

東広島・呉自動車道 (馬木 IC～黒瀬 IC : L=8.8km (全線供用))

提 案 の 内 容

1 高速道路の料金制度の改善

- 高速道路の料金については、高速道路本来の「高速性」や「定時性」、「快適性」、「経済性」等の機能を著しく損なわない程度とし、かつ将来にわたる適切な維持管理に配慮した、利用者にとって使いやすい料金とすること。
- 本四高速道路の料金については、国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、平成 26 年度からの全国共通料金の導入に向け、高速自動車国道の全国プール制の組み入れなど必要な措置を講じること。
- 広島岩国道路の料金については、国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、高速自動車国道と同水準の料金体系とするよう、必要な措置を講じること。
- また、これまでの政策や今後の政策により影響を受ける生活航路等に対しては、国の責任において、利用者の減少によって生じる負担に対し、迅速かつ適切な支援制度を創設すること。

2 高速道路ネットワークの整備促進

- 近年頻発する自然災害時における高速道路ネットワークの重要性があらためて認識されているところであり、中国横断自動車道尾道松江線、東広島・呉自動車道の全線供用は、防災のみならず地域振興など、多大な社会経済的効果を及ぼすものであり、事業の前倒し等により可能な限り早期の供用開始に向けた整備を行うこと。
 - ・中国横断自動車道尾道松江線 (平成 26 年度全線供用予定)
 - ・東広島・呉自動車道 (平成 26 年度全線供用予定)
- また、山陰道など中国地方の高速道路ネットワークにおけるミッシングリンクの解消に向け、早期に整備を行うこと。

現状及び課題

3 高速道路ネットワークを補完する直轄国道バイパス等の整備促進

- 県内の広域的な交流・連携機会を増大させ、災害時の緊急輸送道路となる、直轄国道バイパス等の早期整備による道路ネットワークの強化が必要となっている。
- とりわけ、広島県の東西軸を形成する国道2号においては、慢性的な交通渋滞が生じており、その早期解消が必要とされている。

4 道路整備等の財源確保について

- 地方が自立的に発展していくためには、地域の骨格を形成する道路をはじめとして、地方が真に必要とする社会資本の整備を着実に進めていくことが不可欠である。
本県の公共事業予算の配分については、依然として厳しい状況となっており、社会資本整備の大幅な遅れが懸念される。
- また、増大するインフラの適正な維持管理を行うためには多額の費用を要するため財政的負担が懸念される。

提 案 の 内 容

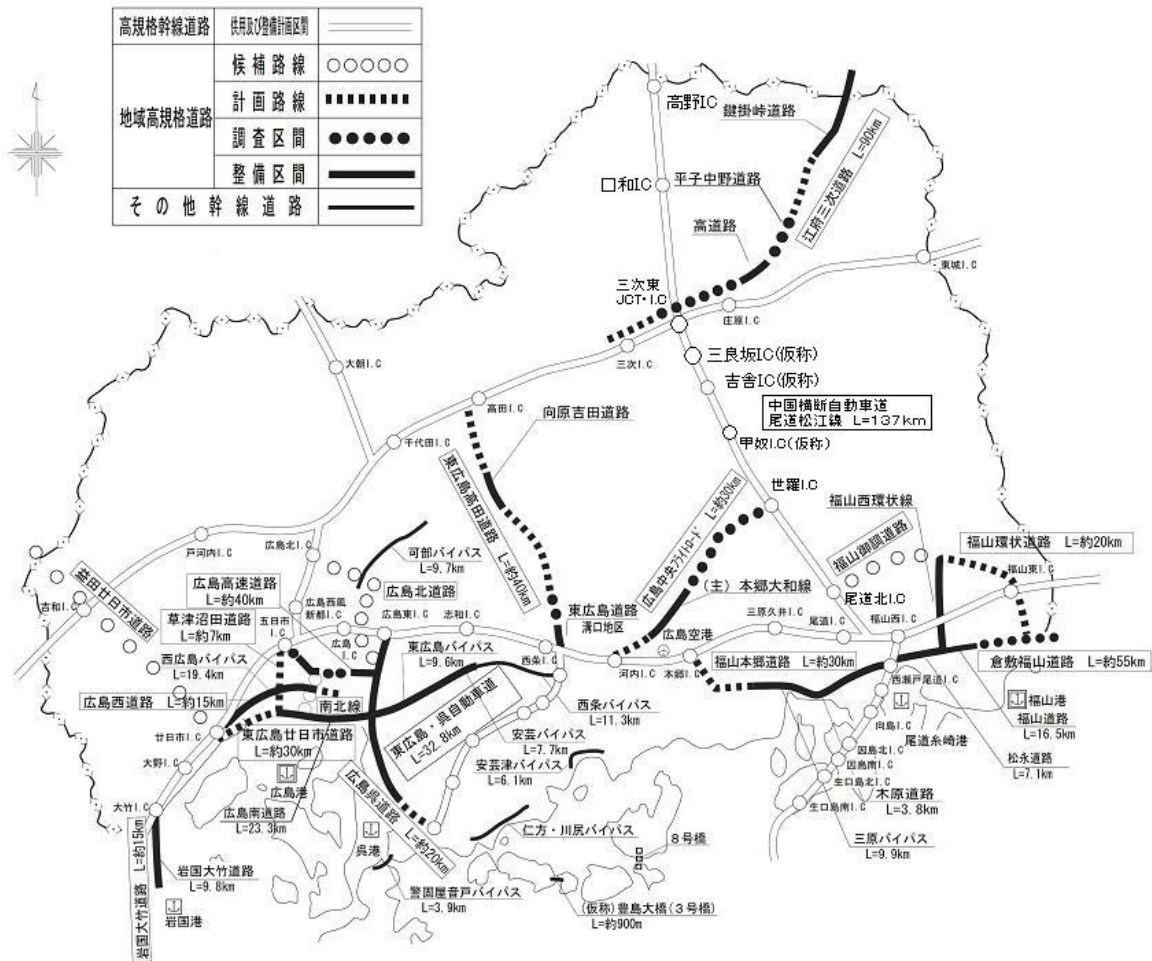
3 高速道路ネットワークを補完する直轄国道バイパス等の整備促進

高速道路とともに、広域的な緊急輸送道路を担う、直轄国道バイパス等の整備を促進すること。

- 一般国道2号：福山道路，松永道路，木原道路，安芸バイパス，東広島バイパス，広島南道路，岩国大竹道路等
- 一般国道54号：可部バイパス等
- 一般国道185号：休山改良等

4 道路整備等の財源確保について

- 本県において、道路整備等の社会資本整備が着実に実施できるよう、必要な予算の総額を確保すること。
- また、老朽化対策等に伴う地方への財政支援を行うとともに、点検及び修繕計画作成に係る地方負担分においては、起債対象とするなど負担軽減を行うこと。



4 本県の経済を支えるインフラの整備等について

(2) 国際バルク戦略港湾福山港の機能強化について

(国土交通省)

提案の要旨

国際バルク戦略港湾に選定された福山港について、企業の国際競争力に資するよう必要な施策等の推進

現状及び課題

- 広島県は、重厚長大から先端分野までの幅広い産業集積により、製造品出荷額等が平成23年度には、約8兆6千億円で全国の3%を占める中四国以西最大の工業県である。本県が、将来にわたって経済活動を支え、安定的な経済成長を支援するためには、港湾・空港・高速道路等といった物流・交通ネットワークの強化が不可欠であり、このうち港湾においては、国際バルク戦略港湾に指定された福山港における物流機能の充実に努めている。
- 福山港に立地するJFEスチール(株)西日本製鉄所は、粗鋼生産量が国内最大であり、我が国の「ものづくり産業」に欠かせない基礎素材の代表である鉄を安定的かつ安価に供給している。
一方、中国をはじめ東アジア地域の製鉄所の目覚ましい躍進を受け、海外企業との競争が激化するなか、国内企業の国際競争力の強化を図るためには、大型船による一括大量輸送に対応することが必要である。
- 福山港に至る備讃瀬戸北航路に、計画水深19mが確保されていない区域があることや、福山港本航路の水深が十分に確保されていないことから、瀬戸内マックスと呼ばれる最大船型20万トン級の船舶が満載入港できていない。
- また、今年に入り、備讃瀬戸航路の漁業活動による航路閉塞が大幅に増加し、滞船による物流コストの上昇や、企業の計画的な生産活動に支障が生じている。
- このため、瀬戸内マックスの満載入港ができるように、備讃瀬戸航路の水深の確保や航路閉塞の解消等、国家戦略として企業の国際競争力強化に資するよう必要なソフト・ハードの総合的な対策を講じる必要がある。

平成26年度概算要求等の状況

【国際バルク戦略港湾の取組状況】

- ・平成22年8月3日 国際バルク戦略港湾に福山港を応募
- ・平成22年11月19日 投資効果の波及・増大を図るため、水島港と連携提案
- ・平成23年5月31日 国際バルク戦略港湾に福山港・水島港が選定
- ・平成25年7月22日 福山港港湾計画の変更（本航路の水深18m化）の公示

【平成26年度概算要求状況】

港湾整備事業（全国枠国費）197,629百万円（対前年度比116.5%）

提 案 の 内 容

国際バルク戦略港湾に選定された福山港について、国家戦略として企業の国際競争力に資するよう必要なソフト・ハードの総合的な対策を講じるとともに、港湾法に基づく「特定貨物輸入拠点港湾」への支援措置の拡充を図り、選定港（福山港・水島港）を指定すること。

- 開発保全航路〈備讃瀬戸北航路〉の計画水深 19mの確保
- 開発保全航路〈備讃瀬戸航路〉の漁業活動による航路閉塞の解消
- 船舶の運航効率改善に係る規制緩和等（余裕水深緩和，潮位利用）
- 企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計
- 福山港本航路を水深 18mに整備



瀬戸内海地域の産業全体の競争力の強化，ひいては，わが国産業全体の底上げに資することが可能であることから，国策にふさわしい事業スキームの構築

<航路水深の確保>

瀬戸内マックスの満載入港を可能とするため，航路水深を確保する

- ・ 開発保全航路（備讃瀬戸北航路）の計画水深 19mの確保
- ・ 福山港本航路を水深 18mに整備

<航行の円滑化>

船舶の通行を確保するため，利用調整を図る

- ・ 開発保全航路（備讃瀬戸航路）の漁港活動時期の航路外航行の特例措置
- ・ 漁業活動による航路閉塞の抜本解消

<航行規制の緩和>

船舶の運航効率改善のため，航行規制の緩和を図る

- ・ 余裕水深緩和，潮位利用緩和による航行時間の拡大

4 本県の経済を支えるインフラの整備等について

(3) 広島空港の機能強化及び地域の実情に即した空港経営改革

(国土交通省)

提案の要旨

- 1 広島空港の機能強化（計画的更新・修繕の実施，エプロンスポットの増設，爆発物検査機の整備支援，JR白市駅のバリアフリー化の推進）
- 2 地域の実情に即した空港経営改革

現状及び課題

1 広島空港の機能強化（更新・修繕計画の実施，エプロンスポットの増設，爆発物検査機の整備支援，JR白市駅のバリアフリー化の推進）

- 広島空港は、開港から20年が経過し、施設設備の老朽化が進んでいることから、計画的な更新・修繕の実施が必要である。
- 広島空港の中核拠点性向上のため、航空ネットワークの拡充に取り組んでいるが、空いている9番・10番スポットは、異常気象や地震災害等の緊急時に対応するため、定期便の駐機等は制限されており、航空会社の希望するナイトステイ等に対応できない。このため、緊急時の対応に支障を及ぼすことなく、利用が見込まれる朝晩の時間帯での新たな駐機が可能となるよう、大型機に対応できる予備スポットを確保した上で、エプロンスポットを増設することが必要である。
- 国際航空貨物保安制度が改正されたことに伴い、厳格化する爆発物検査に対応するためには、新たな検査機器を整備する必要がある。
- 広島空港へのアクセスは、山陽自動車道の事故・渋滞等の影響を受けやすいため、JR山陽本線を活用したアクセスルートの改善が課題となっている。しかし、空港拠点駅であるJR白市駅にエレベーターが設置されていないことから、利便性向上のためJR白市駅のバリアフリー化を推進する必要がある。事業主体であるJR西日本は、国に対して平成25年度からの実施について要望を行っている。

2 地域の実情に即した空港経営改革

- 本年6月に成立した「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」を受け、国が進める空港経営改革の制度設計においては、地元意見の反映プロセスが不透明であり、空港経営改革を実施した場合の地元へのメリットが明確となっていない。

平成26年度概算要求等の状況

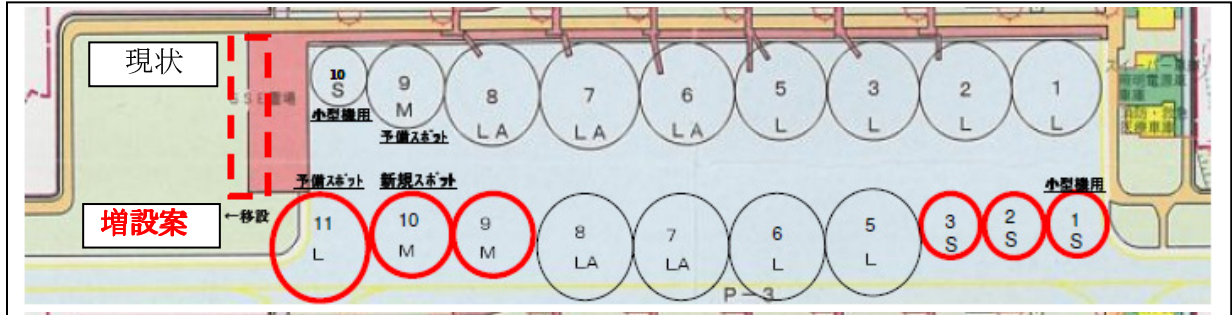
空港事業（全国枠国費）	66,200百万円（対前年比213.5%）
鉄道事業（全国枠国費）	37,203百万円（対前年比111.8%）

提 案 の 内 容

1 広島空港の機能強化

- (1) 滑走路及び誘導路等の計画的な更新・修繕を実施すること。
- (2) 既存スポットの縮小及びG S E置場の移転により,大型機に対応できる予備スポットを確保した上で, 早急にエプロンスポットを増設すること。

※G S E・・・Ground Support Equipment (空港用支援車両・整備機材)



- (3) 空港ビル会社が, 国際航空貨物保安制度の改正に対応するために行う機器整備等について, 財政支援を行うこと。
- (4) J R西日本がJ R白市駅のバリアフリー化の工事を着実に実施できるよう「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の平成 25 年度採択を行うとともに, 平成 26 年度の継続的な支援を確実に行うこと。

区 分	内 容
対象鉄道駅	J R 白市駅 (広島県東広島市)
事業年度	平成 25 年度～平成 26 年度
整備内容	跨線橋の架替, E V 2 基 等
事業主体	J R 西日本
補助制度	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (所管: 国土交通省鉄道局)
補助率	国 1/3, J R 西日本 1/3, 地方公共団体 1/3

2 地域の実情に即した空港経営改革

- (1) 地域の実情を踏まえる趣旨から, 対象空港や運営受託者の選定手続に, 空港法第 14 条に基づく協議会の意見を聴くことが盛り込まれたが, 地域としての具体的な関与の方法は明らかでないため, その運用に当たっては, 地元自治体の意向が十分反映される仕組みとすること。
- (2) 地方の空港振興は, 空港と地域の密接な連携の上に成り立っており, 運営受託者から国に支払われる運営権の対価が生じる場合は, 「真に魅力ある空港」の実現を図るためにも, 当該価値を生み出した空港の機能強化及び利用者の利便性向上などに活用すること。
- (3) 空港法上の拠点空港として, 災害時対応を含めて, 空港機能を維持する上で必要な整備は, 国が果たすべき責任であるとの認識の上で, 運営権設定後のリスクやコストに係る官民の役割分担などの具体的な制度設計, 及び国資産部分の状況や今後の投資見通しに関する情報などを早期に示すこと。

4 本県の経済を支えるインフラの整備等について

(4) 社会インフラの着実な整備等に向けた予算の配分について

(国土交通省)

提案の要旨

- 1 地元の要望を十分反映し、地域の実情に即した予算配分の実施
- 2 防災・減災に資する社会資本整備の推進
- 3 社会資本の適正な維持管理の推進及び強化

現状及び課題

1 地元の要望を十分反映し、地域の実情に即した予算配分の実施

- 本県の社会資本整備については、各事業毎の中期整備計画のほか、全体を統合した「社会資本未来プラン」を平成23年3月に策定し、かつ「社会資本整備の優先順位〔プライオリティー〕」を設定し、計画的に実施している。
- しかしながら、補助公共事業においては、過去2か年に渡り、本県の要望額に対して大幅な内示減となっており、社会資本の計画的な整備に多大な影響を及ぼしている。
- 特に平成25年度国土交通省当初予算においては、前年度比約0.96の予算編成に対して、国直轄事業への配分は約1.00、地方の補助公共事業への配分は約0.94と国直轄事業へ偏重した配分となっている。(本県への配分についても前年度比約0.94となっている。)
- また、本年度の社会資本整備総合交付金等のうち一部の事業については、市町単位で配分額が明示されるなど、地方分権の趣旨に逆行したものとなっている。

2 防災・減災に資する社会資本整備の推進

- 国においては、東日本大震災の発生や近年多発している局地的豪雨災害等を踏まえ、防災・安全交付金を創設するなど、防災・減災に資する社会資本整備に重点的に取り組んでいるが、本年度の配分においては、近年災害が発生した地域における再度災害防止対策等に重点配分され、過去に発生した大規模災害への対策が済んでいない地域等が軽視される結果となった。
- 本県においては、過去に発生した大規模災害等を踏まえ、防災・減災対策に重点的に取り組んでいるものの、防災に直接資する海岸保全事業や河川改良事業、砂防事業について、要望額に対し大幅な内示減となっているほか、減災対策として取り組んでいる緊急輸送道路の整備についても同様に大幅な内示減となっており、本県の防災・減災に資する社会資本整備の推進へも影響を及ぼしている。

3 社会資本の適正な維持管理の推進及び強化

- 昨年発生した中央自動車道笹子トンネルにおける附属構造物の落下事故のほか、本県においても、広島市内での橋梁からのコンクリート片落下事故や三次市内でのトンネル内におけるモルタル片落下事故が発生するなど、高度経済成長期に整備した社会資本インフラの老朽化対策の着実な推進の必要性が高まっている。
- この社会資本インフラの維持管理に要する費用について、まず点検費用の一部が国庫補助対象となるなど、国においても配慮がなされているところであるが、今後、修繕を含む維持管理費用の増大が見込まれる中、現在はほとんどが国庫補助対象となっていない。

平成 26 年度概算要求等の状況

○平成 26 年度概算要求状況

公共事業関係費（全国枠国費） 5,198,578 百万円（前年度比 117%）

提 案 の 内 容

1 地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した予算配分を実施すること

来年度概算要求されている額を必ず確保するとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映することとし、国直轄事業へ偏重した配分とすることのないように、地方の実情に即した配分とすること。

特に社会資本整備総合交付金等の配分に当たっては、その制度創設の趣旨に鑑み、地方へ一定の裁量権を確保した配分とすること。

2 防災・減災に資する社会資本整備の推進のための予算確保及び地方配分を行うこと

防災・減災に資する社会資本整備の推進のための予算については、地方が必要とする額を満額配分し、地方における防災・減災対策が着実に実施できるようにすること。

3 社会資本の適正な維持管理の推進及び強化のための予算確保及び地方配分を行うこと

地方における社会資本の適正な維持管理が着実に推進されるよう、地方からの要望額に対して十分配慮し予算配分を行うとともに、今後増大が見込まれる社会資本インフラの老朽化対策のため、国庫補助対象の拡大を図ること。

5 世界に誇るサイクリングロードの創設について

(財務省, 国土交通省)

提案の要旨

- 1 認定制度（ナショナルサイクリングロード（仮称））の創設
- 2 しまなみ海道における自転車の通行料金の実質無料化に対する支援

現状及び課題

1 認定制度（ナショナルサイクリングロード（仮称））の創設

- サイクリングは国民のスポーツ志向、健康志向及び地球温暖化に伴う環境保全についての意識の変化により、人と環境に優しい自転車利用の関心の高まりを受けて、大きなブームを迎えている。
- ヨーロッパでは、主要都市がサイクリングロードで結ばれ、ナショナルサイクリングロードとして認定を受けた自転車道が重要な観光資源となっており、日本においても大規模自転車道の活用を進め、観光資源としての機能を発揮していく必要がある。
- 近年、「しまなみ海道サイクリングロード」をはじめとした全国の大規模自転車道等への注目度が高まってきており、案内標識やレンタサイクルの充実など利用環境の改善がされることで、サイクリングツアーやイベントが企画されるなど、観光客の誘致を促進する好機を迎えている。
- 国内外から訪れる観光客に対し、より安心して利用できる環境をつくり、観光客の誘致に向けた取組をさらに加速するためにも、質の高いサイクリングロードについて我が国を代表する「ナショナルサイクリングロード」として国際的な認知を得ることなどにより、更なるブランド力の向上を図った上で、行政や利用者などが連携して整備の推進を図る必要がある。

2 しまなみ海道における自転車の通行料金の実質無料化に対する支援

しまなみ海道の自転車通行料金を無料化にすることは、サイクリストの利便性向上やしまなみ海道の知名度向上に寄与し、しまなみ海道を中心とした観光需要の増大とともに、本線交通の増加にも繋がるものである。

1 認定制度（ナショナルサイクリングロード（仮称））の創設

- わが国を代表するようなサイクリングロードについて、ブランド化を図り、国内外からの観光客を誘致することにより、観光振興や沿線地域の活性化に大きく寄与するものとする。
- そのため、世界に誇りうる質の高いサイクリングロードに対する認定制度（ナショナルサイクリングロード（仮称））や、国と自治体が一体となった協働整備事業の創設など整備推進に向けて国として積極的な支援を行うこと。

2 しまなみ海道における自転車の通行料金の実質無料化に対する支援

- しまなみ海道における自転車通行料金の実質無料化に向け、沿線自治体や地元団体など関係機関と連携し、地元負担を含めたスキーム検討を行っているところである。
- サイクリストの利便性向上と沿線地域の活性化に資するよう、実質無料化の実現に向け、地元負担の軽減など国として積極的な支援を行うこと。

【現在までの整備状況】



路面標示（ブルーライン）



案内サイン



サイクルターミナルの設置



【今後整備していきたいもの】



案内サインの多言語化



ピクトサインの統一



サイクリスト対応宿泊施設

【想定される協働整備事業や支援項目】

- 自転車レーンの整備
- 国認定マークの作成
- 情報発信の充実
- 統一的な環境整備の推進
- ルート案内などの支援システム
- 道路補修
- 利便施設の充実
- 利便性向上サービスの充実

6 少子化危機突破・女性の活躍促進について

(内閣府、厚生労働省)

提案の要旨

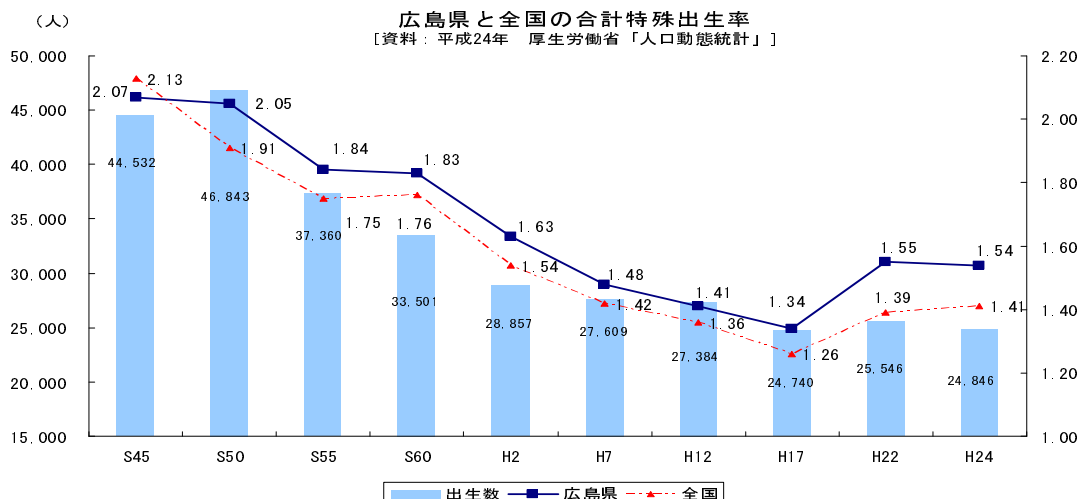
地方の実情に応じた独自の取組を支援するための基金の創設

- 1 「少子化危機突破基金」
- 2 「女性活躍応援基金」

現状及び課題

1 少子化危機突破について

- わが国の合計特殊出生率は、平成 24 年 1.41 と上昇傾向にあるものの、人口が安定的に維持される水準 2.07（人口置換水準）を大きく下回り、出生数も減少傾向にある。
 今後は、年少人口の減少に伴い、生産活動における国の活力維持のみならず、社会保障の面においても、高齢者 1 人を支える現役世代の人数が現在の 2.8 人から 20 年後には 1.8 人となり、極めて厳しい状況が想定される。（全国知事会試算）
- 本県においては、平成 18 年以降、企業等との協働による子育て支援策の強化に取り組んできたところであり、その効果として合計特殊出生率は平成 24 年 1.54 と全国平均を上回っているが、これまで少子化に歯止めをかけるための抜本的な対策はとってきていないことから、現状のままではその改善は見込めない。



- 全国と同様に、本県においても少子化が進行しており、平成 26 年度から新たな事業に着手することとしているが、地方の自主財源のみでは有効な対策は講じにくく、財政的な支援が必要である。
- 国における財政支援については、都市部と過疎地域・農村部では実情が異なることから、統一メニューによる補助事業やモデル的な事業支援ではなく、地方がそれぞれの実情に応じて特色ある事業を一定期間、集中的・戦略的に取り組むことができる財源の確保が必要である。

平成 26 年度概算要求等の状況（都道府県関係分）

1 少子化危機突破について

- 少子化対策の効果的な推進を図るため、自治体の結婚支援事業に関する調査研究，家族の大切さ等の理解促進に向けた啓発活動を実施 60 百万円
- 地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業経費 202 百万円

提 案 の 内 容

1 少子化危機突破基金の創設

- 急速に進行する少子化の流れを変えるため、地方において、晩婚化・未婚化対策や妊娠・出産に係る費用援助等に取り組んでいる自治体もあるが、厳しい財政状況の中では、強力な打開策とはなっていない。
このため、国自らが直ちに抜本強化を図るとともに、都道府県が主体性を持って、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫した施策を集中的・戦略的に展開できる自由度の高い「少子化危機突破基金」を創設すること。
- 本県では、「みんなで育てる子ども夢プラン」に基づき、広島県方式である「みんなで子育て応援」をテーマに、ひろしまこども夢財団や経済 6 団体など多様な主体との連携による子育て支援について、全県レベルでの環境づくりに協働して取り組んでいる。
新たな基金の創設により、こうした取組を更に発展させ、少子化危機突破のための施策を積極的に展開したいと考えている。
- 新たな基金は、危機的な状況にある少子化対策の突破口として位置付けるものとし、「安心こども基金」との相互補完的かつ複合的な活用による相乗効果が期待される。
このため、「安心こども基金」の期間延長と「少子化危機突破基金」の創設と、複数年を見据えた計画的な事業実施のための長期的な財源確保を講じること。

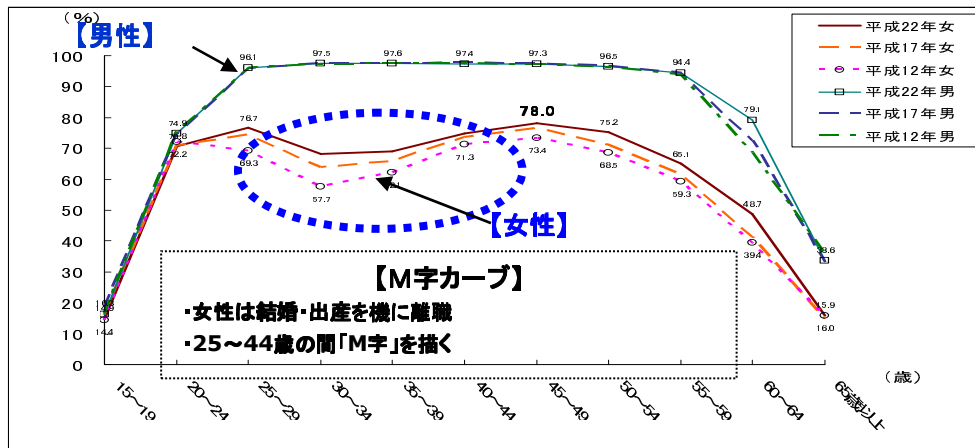
現状及び課題

2 女性の活躍促進について

- 少子化の進行により、中長期的に労働力人口が減少しており、経済の活性化のためには、女性の潜在的労働力の活用が不可欠である。

しかしながら、広島県の年齢階層別労働力人口の状況をみると、25～44歳の女性の労働力率は男女雇用機会均等法施行以後底上げされているものの、依然として、グラフがM字カーブを描いている。

広島県年齢階層別労働力人口の状況（H12～H22）



- 出産・育児を機に、女性労働者の6割が離職しており、そのほとんどが仕事と家庭の両立が困難であることを理由としている。さらに、そのうち3割は、就業継続の意思がありながら離職している。

また、働き方に対する迷いやブランクが原因で生じる不安のため、いったん離職した女性の再就職は困難な状況にある。

- 従来から、女性の就業継続の支援や再就職の支援により、M字カーブの解消を図ってきたが、これまで取組のみでは、依然として意識、制度、女性のキャリア形成上のバリアが存在し、M字カーブの解消に至っていない。

今後、○県民の根強い固定的役割分担意識の打破

○企業風土の改善のための企業経営者への働きかけ

○離職者のキャリアの再構築、再就職支援

など、本県に特に必要な思い切った独自性のある取組を一定期間、集中的・戦略的に行うための財源の確保が必要である。

平成26年度概算要求等の状況（都道府県関係分）

2 女性の活躍促進について

- 「女性の活躍促進」関係予算

101百万円

2 女性活躍応援基金の創設

- 女性の活躍促進による経済活性化を実現するためには、国と地方が一体的に女性の活躍促進に取り組む必要がある。
そのためには、地方の施策を支える財源を確保し、都道府県の地域の実情に合わせた主体的な取組を加速する「女性活躍応援基金」を創設すること。
- 本県では、女性の活躍促進に向け、平成 25 年度から働く女性・子育て支援部長をリーダーとするプロジェクト・チームを設置し、「女性の働きやすさ日本一」の実現に向けて、女性の就業に係る施策をより効果的に推進しているところであり、新たな基金の創設により、こうした取組を更に発展させ、女性の活躍促進に向けた事業を積極的に展開したいと考えている。
- 新たな基金は、女性の活躍促進を目的としており、「安心こども基金」との相互補完的かつ複合的な活用による相乗効果が期待される。
このため、「安心こども基金」の期間延長と「女性活躍応援基金」の創設と、複数年を見据えた計画的な事業実施のための長期的な財源確保を講じること。

7 地方交付税について

(総務省, 財務省)

提案の要旨

1 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

- (1) 地方交付税率の引き上げなど、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確保する仕組みの構築
- (2) 仕組みの構築までの間の歳出特別枠・別枠加算の維持
- (3) 頑張る地方を支援するための算定に際する安定的な一般財源総額の確保の優先
- (4) 消費税率等の引き上げに係る影響額の地方財政計画への適切な反映

2 平成 25 年度地方公務員給与削減に見られるような地方自治の本旨に反する措置を二度と講じないこと

3 合併市町等の実情を踏まえた交付税の算定

現状及び課題

1 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならないとされているところ、本県においては、国の法令等の関与が存するなどの義務的経費は、歳出総額の約 9 割を占めている状況にある。
- こうした中で、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」では、「地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず」「地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている」としながらも、「危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある」「国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る」とされている。
そして、危機対応モードから平時モードへの切替えのための重点的取組として、「地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の 2 つの観点から行う」とされている。
- また、消費税率(国・地方)を平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ引き上げることが、平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定された。

2 平成 25 年度地方公務員給与削減に見られるような地方自治の本旨に反する措置を二度と講じないこと

- 平成 25 年度地方財政計画において、国が一方的に地方公務員給与の削減を前提に地方交付税等を 0.9 兆円削減した。
- 本来、地方公務員の給与は地方が自主的に決定すべきものであるにも関わらず、地方固有の財源である地方交付税を削減することで、地方公務員の給与削減を事実上強制することは、地方自治の本旨に反し、極めて不適切である。

平成 26 年度概算要求等の状況

1 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

- 一般財源総額の状況（地方財政収支の仮試算）

	H25 当初予算額 (A)	H26 概算要求額 (B)	対前年度比 (B/A)
一般財源総額	59.8 兆円	60.6 兆円	101.4%
地方税	34.0 兆円	34.8 兆円	102.2%
地方譲与税	2.3 兆円	2.4 兆円	103.6%
地方交付税	17.1 兆円	16.8 兆円	98.2%
臨時財政対策債	6.2 兆円	6.5 兆円	105.2%
地方特例交付金	0.1 兆円	0.1 兆円	94.7%

- 地方の財源不足の状況を踏まえた一般会計からの別枠の加算（1.0 兆円）を要求
- 地域経済基盤強化・雇用等対策費として歳出特別枠（1.5 兆円）を要求
- 地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく交付税率の引き上げについては事項要求

提 案 の 内 容

1 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

本県を取り巻く雇用・労働環境は依然として厳しい中で、万が一、地方交付税の「歳出特別枠」、「別枠加算」の廃止がなされれば多額の減収となり、緊急経済・雇用対策の取組に多大な影響を及ぼすなど、県民サービスの低下は避けられないことから、次の点に的確に対応すること。

(1) 地方交付税率の引き上げなど、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確保する仕組みの構築

地域経済の活性化や増嵩する社会保障関係費などへの対応のため、地方交付税率の引き上げなど、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確保する仕組みを構築すること。

(2) 仕組みの構築までの間の歳出特別枠・別枠加算の維持

近年、「歳出特別枠」の計上などをもって一般財源総額を確保してきた経緯があり、安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築がなされるまでの間は、地方財政対策として「歳出特別枠」「別枠加算」を維持すること。

(3) 頑張る地方を支援するための算定に際する安定的な一般財源総額の確保の優先

また、地方交付税の算定における「頑張る地方の支援」についても、地方交付税はその交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障するものである以上、地方は依然として厳しい財政環境に置かれていることなどを踏まえ、まずは、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保を優先すること。

(4) 消費税率等の引き上げに係る影響額の地方財政計画への適切な反映

平成 26 年度地方財政計画においては、社会保障 4 経費等以外にも、物資調達コストに要する経費（備品購入費、需用費）など、消費税率等の引き上げに係る影響額を幅広く見込み、適切に反映すること。

2 平成 25 年度地方公務員給与削減に見られるような地方自治の本旨に反する措置を二度と講じないこと

平成 25 年度の地方財政計画で行われた、国が一方的に地方交付税を削減することにより地方公務員の給与削減を事実上強制することは、地方自治の本旨に反し、極めて不適切である。このような措置は二度と講じないこと。

現状及び課題

3 合併市町等の実情を踏まえた交付税の算定

- 広島県では、全国第2位の市町村合併を推進し、86市町村が23市町になった。
合併後の市町の姿を見ると、広島市を除いた団体においては、平均で人口94,545人、面積456km²、人口密度206人/km²と、交付税の標準団体（人口10万人、面積160km²、人口密度625人/km²）と比べ、人口は標準並みとなったが、面積は約3倍と面積要素が乖離している。このため、合併市町においては、著しく面積が広がり、本庁との距離が拡大した地域の支所等の行政水準や防災水準などを維持するための行政経費を要している。
- 合併市町においては、合併による団体規模の拡大により、行財政基盤が強化され、権限移譲なども進展し、行政サービスの向上が図られてきた。
一方で、合併・非合併の市町を問わず、国を上回る職員及び議員数の削減などによる総人件費の削減、一部事務組合や小中学校の統廃合などの行財政改革に取り組み、こうした財源を活用し、活性化のための地域づくりや集落再編等のコミュニティーの維持、人材の育成、経済雇用対策、産業振興、子育て支援など喫緊の行政課題への対応を進めている。
- こうした中、普通交付税については、今年度から合併算定替の減額が始まり、平成33年度までの間で、広島県で400億円、全国では約1兆円が減額されるため、合併市町においては支所や消防署等の運営経費や地域づくりのための経費に係る財源が不足し、行政サービスの水準確保が困難な状況が懸念される。

平成26年度概算要求等の状況

3 合併市町等の実情を踏まえた交付税の算定

- 合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定
「平成の合併」により市町村の姿が大きく変化。これに対応して、市町村の財政需要を的確に把握し、地方交付税の算定に反映。

3 合併市町等の実情を踏まえた交付税の算定

(1) 行政区域の拡大に対応した交付税算定

合併市町において、行政区域が大幅に拡大されたことにより、標準団体の設定を見直すとともに、各種行政水準を維持するために必要な経費や、合併により増加した地域づくりに必要な経費は、普通交付税による適切な算定が必要である。

○ 合併市町の支所・出張所等に係る経費の交付税措置の拡充

合併市町においては、面積が著しく拡大し、標準団体以上の行政区域を抱え、人口密度が極めて低く、分散した地域の行政水準を維持するために、普通交付税で算定されている額以上の支所等の維持管理費を必要としており、算定内容の明確化と、これらに対する交付税措置の拡充を図ること。

○ 合併市町の消防署・出張所等の運営経費に対する交付税措置の拡充

合併市町においては、行政区域が著しく拡大したことにより、住民の防災救急体制の水準を維持するため、「消防力の整備指針」を上回る消防署や出張所等を設置しており、標準団体を上回る部分の消防署・出張所の運営経費について、交付税措置の拡充を図ること。

(2) 喫緊の財政需要に対する地方交付税による適切な算定

県内市町においては、社会経済情勢の変化、少子高齢化の進展、人口の減少の進展などにより、まちづくりに対する需要や福祉対策、高齢者対策、経済雇用対策などに、喫緊の財政需要が発生している実態があり、一般財源総額の確保をした上で、地方交付税による適切な算定が必要である。

○ 地域づくりに必要な経費の交付税措置の拡充

少子高齢化、人口減少が深刻化する中で、住民参加によるコミュニティを活性化する経費や、UIJターンによる定住促進に要する経費や公民館等の活用コストなどの喫緊の費用が増加している。これらの今後の地域づくりに必要な経費について、地域の実情を的確に反映させて、必要な経費について交付税措置の拡充を図ること。

○ 喫緊の行政課題等に対応するための経費への措置

(福祉事務所)

広島県内の町においては、社会福祉法により町が設置することができる福祉事務所の設置を進めており、来年度からは、県内すべての町が設置することとなる。福祉事務所の運営経費については、特別交付税で措置されているが、福祉事務所設置は法が予定している町の事務であることから、市と同様に普通交付税での措置を講じること。

(情報通信基盤)

また、情報通信基盤（光回線）は、今日的には人口流出防止や定住促進、企業誘致や産業活性化に必要不可欠なインフラとなっていることを踏まえ、その更新経費、運営経費について、ナショナルミニマムとしての地方交付税による措置を行うこと。

(その他の行政需要)

市町の行政事務の中には、その経費が地方交付税の財政需要に算定されておらず、決算乖離があるものがある。清掃費については、区域の広域化による影響やリサイクル、分別などにより、普通交付税に算定されている需要額以上の経費を負担している。この他の経費についても、市町の実態を反映した措置をすること。

8 地方分権改革の着実な推進について

(内閣官房, 内閣府, 総務省)

提案の要旨

- 1 新たな広域自治体（道州）の形成に向けた仕組みづくり
- 2 地方分権改革の着実な推進

現状及び課題

1 道州制（新たな広域自治体）に関する動向

- 平成 24 年 12 月の衆議院議員選挙及び平成 25 年 7 月の参議院議員選挙において、複数の政党の政権公約に道州制を推進又は検討する旨記載され、現在、議員提案による法案の国会提出に向けた調整が行われているところである。
- 道州制の基本法案には、「道州制の必要性、理念や姿」、「国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」などが明確に示されていないことから、全国知事会においては、7 月に全国知事会議を開催し、「基本法案において最低限明確に示すべき事項」等について意見のとりまとめが行われた。
- 9 月に自由民主党道州制推進本部から、全国知事会の意見に対する回答が提出されたものの、道州制の姿やメリット・デメリットなど、地方の関心が高い項目については、法案成立後に設置される道州制国民会議で議論するとの回答に留まっている。

2 都道府県・基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し

（国から地方への権限移譲）

- 9 月 13 日に開催された「地方分権改革推進本部」において、国から地方への事務・権限に関する当面の方針が決定されたものの、「農地転用許可」、「直轄国道・一級河川」、「ハローワーク」など、地方が特に移譲を希望してきた多くの項目は、引き続き検討・調整を要する事項等とされ、移譲に向けた具体的な方針や工程等は示されていない。

（基礎自治体への権限移譲）

- 「第 3 次一括法」において、2 法律が都道府県から基礎自治体へ移譲されるとともに、第 30 次地方制度調査会答申（6 月 25 日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、「地方分権改革推進本部」において検討を行い、本年中に見直し方針を策定することとされた。

（義務付け・枠付けの見直し）

- 義務付け・枠付けについては、6 月 7 日に「第 3 次一括法」が成立し、74 法律の見直しが行われたところであるが、今後の取組については、「地方分権改革推進本部」において更なる見直しを進める方針が決定された。
- 地方分権改革推進委員会勧告に掲げられた項目に対し未実施が多く、福祉施設の配置職員数や居室面積等については、条例内容を政省令で拘束する「従うべき基準」が設定されるなど、地域の実情に応じた行政サービスの提供が困難な事例がある。

平成 26 年度概算要求等の状況

地方分権改革推進本部において、「国から地方への権限移譲」、「都道府県から指定都市への権限移譲」に関する方針が 12 月に決定される予定

1 新たな広域自治体（道州）の形成に向けた仕組みづくり

道州制は、その実現により、国が本来取り組むべき課題への集中的な対応，地方における地域の実情や地域住民のニーズに応える行政の実現による住民の利便性の向上，国と地方の財政支出の適正化，大規模災害時の国家機能不全などのリスクの分散を図ることなどをもって，地域の活力を創出し，国全体の活力と競争力を生み出していくものとしなければならない。

(1) このため，道州制関連法案の検討に当たっては，次の内容を踏まえること。

- 道州制は、「国全体の活力と競争力を生み出すこと」，「国と地方双方の政府機能を強化し，国民の期待に応えること」などを目的に導入するものであり，この目的を法案に明確に位置付けること。
- さらに，中央集権体制を改め，分権型国家へ転換するための道州制の導入となるよう，少なくとも，次の2点を法案において明確化すること。
 - ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し，国が最低限担うべき事務以外の事務は住民に身近な地方が担うこと。
 - ・ 多様性，独自性を発揮しうる自立した行政の権限を地方が有する制度とすること。
- また，道州制は，「新しい国のかたち」を作るものであり，地方の意見を反映した「道州制の目的」，「期待される効果」などを具体的かつ明確に示し，国民の理解が得られるよう努めること。

(2) 地方の意見を反映の上で法案を取りまとめ，国会で速やかに審議・成立させるとともに，道州制の早期の実現に向けて取り組むこと。

2 地方分権改革の着実な推進

地方分権改革が確立した制度として実行されるよう，「地方分権改革推進本部」において，以下の事項を踏まえながら施策の具体化を図ること。その際には，「地方分権改革有識者会議」を有効に活用し，地方の意見を十分に反映すること。（具体的な内容は巻末別紙参照）

(1) 国から地方への事務・権限の移譲の推進

- 地方へ移譲することとされた事務・権限の見直し方針の策定に当たっては，国の関与の限定，財源移譲など必要な措置を講じるとともに，引き続き検討・調整等を要するとされた事項についても，早期の移譲に向けた検討を行うこと。
- さらに，都道府県については，高度なインフラ整備や経済活動の活性化など，広域自治体としての役割にふさわしい事務事業を自ら実施できるよう，財源の確保等の必要な措置を講じたうえで，中央省庁を含む国の事務・権限の移譲を進め，国と地方の役割や事務事業の分担の適正化を図ること。

(2) 基礎自治体への権限移譲の推進

- 地域のことは地域に住む住民が決めるという原点に立ち返り，基礎自治体優先の原則のもと，住民に身近な行政サービスや，まちづくりに密接に関連する事務事業を市町村が自ら実施できるよう，引き続き基礎自治体への法定による権限移譲や任意の移譲を促進するための環境整備等を進めること。
- また，第30次地方制度調査会の答申で示された，都道府県から指定都市への事務・権限の移譲の検討に当たっては，個別の事務毎に検討を行うとともに，地域の実情に即した移譲が可能となるようにすること。

(3) 義務付け・枠付けの抜本的な見直し

- 地方自治体が，保健福祉サービスや地域における土地利用・産業施策・生活環境の整備等を自主的・自己完結的に実施できるよう更なる取組を進め，国の関与の抜本的な見直しを行うこと。
- 見直された項目についても，福祉施設の設置基準等において，「従うべき基準」が多用されていることから，人材確保が困難な地域における保育士の最低基準を緩和するなど，地方の自由度・自主性を高める観点から，質を高める取組を進めること。

事務・事業、権限の移譲等

○ 国から県へ移譲すべき事務事業

- ▷ 4haを超える農地転用許可を県へ移譲すること。なお、2haを超える知事の許可については国への事前協議制を廃止すること。
- ▷ 県内で完結する国道の管理権限を県へ移譲すること。
- ▷ 一級河川の管理権限を県へ移譲すること。
- ▷ 商工会議所法に係る許認可権を県へ移譲すること。
- ▷ ハローワーク特区及び一体的取組を地方の提案に沿って積極的に進め、移管可能性の検証を行い、職業安定業務を県へ移管すること。
- ▷ 給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限を県へ移譲すること。
- ▷ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条第1項に係る計画の認定権限と支援に必要な財源を都道府県に移譲すること。

○ 国から基礎自治体へ移譲すべき事務事業

- ▷ 民生児童委員の任命権限を基礎自治体へ移譲すること。
- ▷ 国立公園における木竹伐採等の許可を基礎自治体へ移譲すること。

○ 県から基礎自治体への事務事業の移譲を促進するための制度の見直し等

〔基礎自治体への移譲促進〕

- ▷ 母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務について、市及び福祉事務所設置町が実施主体となるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策について、基礎自治体においても工事・管理等を実施できるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 特別児童扶養手当事務について、既存の関連事務と併せて基礎自治体で実施できるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 婦人相談所の売春防止法による設置義務（都道府県設置）を見直し、政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。

〔基礎自治体の裁量権拡大〕

- ▷ 大規模小売店舗の新設等の届出及び特定工場の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行うこと。
- ▷ 屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。

〔基礎自治体への確実な財源措置〕

- ▷ 町においても、市と同様に福祉事務所を必置とするよう制度の見直しを行うこと。

○ 事務事業の分担関係の適正化

- ▷ 都市部と中山間地域との教育条件を一定の水準に保ち、広域人事を活発化するなど、教職員の資質向上施策を推進するとともに、政令指定都市における県費負担教職員の任命権者と給与負担者の一致を図ること。

義務付け・関与の廃止・縮小（第1次一括法から第3次一括法までに盛り込まれなかった事項）

- ▷ 水質汚濁防止法に基づき、県が策定する「総量削減計画」の大臣同意を廃止すること。
- ▷ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき策定する「都道府県分別収集促進計画」を廃止すること。
- ▷ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業主が策定する「改善計画」の都道府県の認定事務を廃止すること。
- ▷ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき、事業主が策定する「改善計画」の都道府県の認定事務を廃止すること。
- ▷ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づき、市町が策定する「農林業等活性化基盤整備計画」の都道府県知事の同意を廃止すること。
- ▷ 地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における大臣の許可及び認可は廃止すること。
- ▷ 保安林解除に係る国への協議を廃止すること。

義務付け・関与の廃止・縮小（第1次一括法から第3次一括法までに見直された事項のうち、見直しが不十分な事項）

- ▷ 国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定する場合、大臣への同意を要する協議は同意を要しない協議とされたが、大臣への協議を廃止し、大臣への意見聴取とすること。
- ▷ 児童福祉法に基づく保育所に配置する保育士の数については、人材確保が困難な地域において柔軟に対応できるよう基準を緩和すること。
- ▷ 中心市街地の活性化に関する法律に基づく総理大臣の認定は、法9条2項の一部のみを廃止するものであり、市町村の基本計画に係る総理大臣（法9条1項）の認定そのものを廃止すること。
- ▷ 都市計画法に基づき都道府県が都市計画を決定する場合、三大都市圏等の区域に係る都市計画についての大臣への同意を要する協議は廃止されたが、区域区分に関する都市計画等に係る国との同意を要する協議についても、同意を廃止すること。
- ▷ 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合、農林水産大臣への協議（法4条5項）を全て廃止すること。ただし、「確保すべき農用地の面積その他農用地等の確保に関する事項」及び「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については、調整とすること。
また、同法に基づき、市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する場合、都道府県への協議についても同様に廃止し、都道府県への報告とすること。



瀬戸内
しまのわ
2014

はじまる新しいしま博
「島へようこそ！」

2014年3月21日(祝) > 10月26日(日)

開催エリア／広島県・愛媛県の島しょ部及び臨海部
広島県／広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市、江田島市、大崎上島町
愛媛県／松山市、今治市、上島町



島の輪がつながる。
人の和でつなげる。

日本の“瀬戸内”から世界の“瀬戸内”へ！かつて瀬戸内は島々を多くの船が行き交う交通の要衝でした。どこまでも続く“海の道”、それが人々の心をつないでいました。「瀬戸内しまのわ2014」は瀬戸内に暮らす人々が自ら楽しみ、瀬戸内を訪れる人々が一緒に楽しめるイベントを通じて、人々の和で島々の輪をつなぐことを目指しています。来春スタートする「瀬戸内しまのわ2014」にご期待ください！

「瀬戸内しまのわ2014」公式ホームページ <http://www.shimanowa2014.jp>

Facebook ページ  <https://www.facebook.com/setouchi.shimanowa2014>